

平成29（ネ）第61号 国家賠償等請求控訴事件

副本直送済

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名

被控訴人（一審被告） 秋田県

控訴人（一審被告） S

準備書面（4）

2018年8月21日

仙台高等裁判所秋田支部 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名訴訟代理人

弁護士 吉岡和弘

同 弁護士 鈴木裕美

同 弁護士 国府泰道

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 清水勉

同 弁護士 江野栄

同 弁護士 近江直人

1 はじめに ～ 裁判所の釈明事項に説明できない一審被告側の主張

(1) 裁判所の釈明

当審第1回期日において、裁判長は、一審被告側に対し、一審原告らが主張した一審被告側の主張事実を前提とした警察官らの過失の主張（控訴理由書第3, 118～121頁）について反論の主張をするよう釈明を求めた。

(2) 一審被告側の準備書面（15）の内容

これを受けて提出されたのが一審被告側の準備書面（15）であるが、その内容は、控訴理由書第3の3, 4の「S警部補が『警察だ』『けん銃を渡して下さい』と言え、津谷弁護士はすぐにけん銃を渡し、『台所に入って引き戸を閉めて下さい』と言え、津谷弁護士はこれに従い自分の生命守ることができた」や、「K巡查部長は津谷弁護士を台所に移動させ、引き戸を閉め、津谷弁護士の身体を攻撃できないようにすべきであった」との主張に対し、台所が安全な場所と判断することは不可能であった、K巡查部長において時間的場所的状况において津谷弁護士を逃がす、前に出て一審被告Sの突進に対応するなど不可能であった（準備書面（15）1～2頁）旨述べたり、避難できるルートはどこにあるのかわからない状況であり、津谷弁護士を避難させる行動をとることは時間的にも場所的にも不可能であった（準備書面（13）12頁）、津谷弁護士が逃げることができたという主張は、当時の現場の状況や認識に照らして失当である（準備書面（14）9頁）、という従前の主張を繰り返しているのみである。

(3) 一審原告らの準備書面（2）に対する反論がないこと

一審原告らは、裁判所の上記釈明がなされた際の口頭弁論期日において陳述した2018年5月28日付準備書面（2）においても、現場の警察官らの過失及び一審被告側の主張事実を前提とした過失に関する主張を補充すべく概要以下のような主張を行った。

すなわち、①現場の警察官らには、けん銃発見時点か、どんなに遅くとも「あっちだ」等と言われた時点で、具体的危険性に対する予見可能性（予見義務）が

あり、②被害者を識別し、犯人と被害者を引き離すなど被害者を保護すべき義務を負ったものというべきこと、③津谷弁護士が2度も刺突されるという結果の回避は、被害者を引っ張る・突き飛ばすなどして応接室から遠ざけたり台所に引き入れたりする（それらをK巡查部長に指示する）という短時間で行い得る行為によって可能であって、一審被告側の事実主張（「あっちだ等の声を聞いて直ぐに手を離し、玄関の方向に二、三步歩いて応接室の入り口付近に至った」、「津谷弁護士の腕をつかんでいた場所はかなり台所よりであること」）を前提とした場合には、時間的にも場所的にも、結果回避は一層容易・可能であったものというべきである（6頁）。

裁判所の上記釈明の趣旨からすれば、一審被告側は、裁判所が明示的にした箇所だけでなく、一審原告らの準備書面（2）の主張についても必要な限度で釈明（反論）すべきところを、準備書面（15）では、上記の準備書面（2）の主張に対する反論は何ら行われていない。

以上のとおり、一審被告側の準備書面（15）では、反論らしい反論はなされていないのである。

2 一審被告側の準備書面（13）に対する反論

（1）はじめに

一審被告側の準備書面（13）は、原審における最終準備書面に相当するため、一審原告らは、この書面に対する反論をこれまでに行っていなかった。一審被告側は、準備書面（13）の第3の8（11頁以下）で、津谷弁護士を安全に避難させることができなかつたことを弁解しており、原判決もこの一部を採用しているが、いずれも警察官にあるまじき言い逃ればかりである。

（2）初めて立ち入る建物であること

初めて入る建物の間取りやどこに何が置いてあるのかがわからない（11頁）のは、どこの事件現場にも当てはまることであり、津谷弁護士宅に限ったことではない。このような事情が被害者を危険な場所から避難させることができなかつ

た理由になるはずがない。

(3) 秒単位で目まぐるしく状況が変化していたという事情

一審被告Sは、「当事者が皆一瞬たりとも制止することなく常に動き、秒単位で目まぐるしく状況が変化する中で、考えたり判断する時間的猶予もない中で、瞬時ギリギリの判断で行動していた」（11頁）と主張するが、事件が進行中の現場であれば、そのようになっているのは当然である。事件関係者がじっと動かず立ったままの現場などない。

一審原告Aの110番通報は、夫を殺すと言っている不法侵入者がいるという内容であるから、現場が流動的で、津谷弁護士の生命が危険に曝されていることは、当然に予想された事件である。

だからこそ、S警部補は大声で「警察だ」と言って自分の身分を明らかにし、その場に居る者全員が警察官である自分に注目するよう仕向け、続けて、「全員、動くな」と指示命令すれば、3人全員（津谷弁護士、一審原告A、一審被告S）が従った可能性が大きいのである。そこでS警部補が「津谷弁護士ですか」と言えば、津谷弁護士はすぐに「私です」と答えたはずであるから、S警部補は事件現場に居る2人の男のどちらが津谷弁護士であるかを即座に判別できた。そのとき、津谷弁護士がけん銃を持っていたら、自らS警部補に渡そうとしたか、S警部補が「けん銃を渡してください」と言えば一審被告Sを殺傷するつもりのない津谷弁護士は直ちに指示命令に従ったはずである。所要時間は10秒か20秒かで十分足りるものであった。

仮に、一審被告Sが警察官の指示命令に従わなかったとすれば、一審被告Sは、逮捕されないようその場から遠ざかるはずであり、そのときには津谷弁護士への攻撃を止めざるを得なくなるから、S警部補は、津谷弁護士を一審被告Sから意識的に引き離して、自分が通り過ぎてきて危険な様子が伺えなかった台所に津谷弁護士を避難させることは容易にできた。台所が絶対に安全でなかったとしても、津谷弁護士が一審被告Sから離れることによって相対的に安全になることは明

らかである。また、S警部補が台所も安全ではないと考えたのであれば、自分が台所に止まるか、K巡查部長を止まらせればよかっただけのことである。絶対安全な場所がわからないから避難させなかったというのであれば、どこの事件現場にも当てはまることであり、警察官にあるまじき無責任な詭弁である。

「当事者が皆一瞬たりとも制止することなく常に動き、秒単位で目まぐるしく状況が変化」していたのは、S警部補が終始、無言だったことこそが原因だったのであり、そのような状況があったから津谷弁護士を避難させることができなかったというのは、全くの言い逃れに過ぎない。

(4) 「突然の事態で（一審被告）Sに組みつかれていた」

ア 一審被告は、「所狭しと雑然と物が置かれている状況だった」ため、現場に詳しい津谷弁護士でさえ、「突然の事態で（一審被告）Sに組みつかれていた」（12頁）と主張するが、「所狭しと雑然と物が置かれている状況」はなかったし、津谷弁護士が「（一審被告）Sに組みつかれていた」状況も存在しなかった。

イ 捜査報告書（甲30）の図面6、写真17～20、26、30、31をみれば明らかなように、応接室前の廊下部分から津谷弁護士の寝室入口までの間は、大人1人が通る幅があった。写真31の一審原告Aの大きさと物が置かれていない部分の廊下の幅を見比べれば、津谷弁護士の動きを著しく制約するような物理的環境ではなかったことがわかる。

また、津谷弁護士が一審被告Sに組みつかれていたならば、台所の引き戸の間から廊下面を見ながら夫の安否を心配していた一審原告A（甲82写真46～48）がはっきりと現認したはずである。現認していれば、一審原告Aは、叫んで、一審被告Sに体当たりしてでも津谷弁護士が重傷を負わされないよう必死に行動したはずである。台所内で黙って待った後、男らが津谷弁護士の寝室に入った直後に様子を見に行ったときに、廊下の血痕を見て、「誰か刺されたの」と質問するはずがない。一審原告Aが体験したのは、ダダダダッとい

う音がして廊下を人が一塊になって左から右へ移動していき、最後に通り過ぎた者が前屈みでスエットを着ており、台所から廊下に出て津谷弁護士の寝室に向かった際に血痕を認めて、「誰が刺されたの」と質問したという経過である。だからこそ、一審原告Aは、津谷弁護士の寝室の様子を見に行った後に、119番通報をしようとしたのである。

一審被告Sは、津谷弁護士に組みつくことはしておらず、できなかった。津谷弁護士が一審被告Sに組みつかれていたというのは、一審被告県が創作した架空の場面である。

ウ 一審被告県は、言葉で「組みつかれていた」と述べるだけで、津谷弁護士が一審被告Sに「組みつかれていた」状態を再現説明できていない。

再現説明ができない最大の原因は、本件凶器の形状の特殊性、すなわち、長い柄の先に刃先がついていることにある（甲122計測見取図1。押収時計測した全長は67cm）。このような形状のため、本件凶器を使おうとする者は長い柄を両手で持って構える恰好になり（乙A10写真88、91参照）、刃先は身体よりも前方に突き出ることになる。このような本件凶器を構えながら、相手に組みつく、すなわち、両方の手で相手の身体を掴む動作をすることは、不可能である。組みつけば、その直前に本件凶器を手放さなければならない。津谷弁護士を刺突するために応接室に戻って本件凶器を手に取り、応接室から飛び出てきたはずの一審被告Sが、飛び出た直後に本件凶器を手放して津谷弁護士に組みつくことはあり得ない。組みついた途端、本件凶器は床に落ち、一審被告Sが津谷弁護士を刺突するためには、本件凶器を拾い上げなければならない。そのためには、落とした場所で制止しているか、行き過ぎたとすれば落とした場所まで戻る必要がある。そのような動作はだれも目撃していない。

S警部補及びK巡查部長が「組みつかれていた」状態を現認したのであれば、大体の恰好を説明できるはずである。「組みつく」という以上は、一審被告Sが両手で津谷弁護士の身体を掴む動作をしたということであるが、S警部補の

実況見分調書（甲 3 3）の写真 3 7， 3 8 では，一審被告 S の背中で同人の両手がどのようにになっているのかみえないものの，一審被告 S は本件凶器を両手で持っているらしく，津谷弁護士の身体を両手で掴むようにして組みついているようには見えない。また，K 巡査部長の実況見分調書（甲 8 3）の写真 2 0 でも，津谷弁護士の背中が邪魔になって一審被告 S の両手は見えないが，一審被告 S は本件凶器を両手で持っているらしく，津谷弁護士の身体を両手で掴むようにして組みついているようにはみえない。

仮にこれらの写真のような場面が「組みつかれていた」状態なのであれば，秋田県警は，場所を変えてでも，撮影する角度を変えることによって，「組みついている」様子を撮影できたはずであるが，そのような写真は 1 枚もない。津谷弁護士が一審被告 S に刺突された殺人の実行行為の態様を具体的に明らかにするという極めて重要な意味を持っていることからすると，県警がこの場面の撮影を忘れたということは考えられない。一審被告 S が本件凶器を両手で構えながら両手で津谷弁護士の身体に組みつくという動作が不可能であることは，だれにとっても明らかであり，再現して写真に撮ろうとしても撮れないからこそ，県警ではこのことを写真で客観化したくなかったのである。

エ また，一審被告 S が，警察官が目の前にいることをわかっていながら，津谷弁護士を殺害しようと追いかけたのであれば，警察官に捕まる前に，とにかく津谷弁護士の身体を本件凶器で刺突しようと考えて行動したはずである。そうだとすると，一審被告 S の行動の選択肢は，津谷弁護士を刺突することしかなく，組みつくという動作を選択することはあり得ない。

オ このように，一審原告 A の目撃状況と全く異なること，S 警部補及び K 巡査部長の再現説明に合理性がなく再現ができていないこと，一審被告 S が津谷弁護士に組みつくという行動をとるはずがないことからすれば，一審被告 S が廊下で津谷弁護士に組みついていたという一審被告側の主張は，全くの作り話，虚偽である。

(5) 津谷弁護士が避難できなかった原因

一審被告県は、S警部補及びK巡查部長は「自分の左右前後はどうなっているか、避難できるルートはどこにあるかが皆目わからない状態であった。」「津谷弁護士を避難させる行動をとることは時間的にも、場所的にも不可能であった。」(12頁)と主張するが、警察官にあるまじき詭弁による責任逃れである。

廊下は明かりが点いており、応接室前から津谷弁護士の寝室入口までは3mもない距離であり、前方の視界を遮るものはないから、「自分の前方がどうなっているかわからない状況」ということはあり得ない。

避難できるルートも、極めて簡単である。事件現場において相対的に安全な場所を見極めてそこに被害者を誘導すべきは、警察官の現場対応として初歩の初歩である(警職法4条)。

S警部補の実況見分調書(甲33)の見取図4、5によれば、津谷弁護士が廊下で立っていた場所は斜め後ろが台所で、引き戸は半開き状態であったから、津谷弁護士が避難するのに1秒かかるかかからないかである。S警部補が津谷弁護士の手を離し、同時にK巡查部長も手を離したのであれば、そのときに、S警部補が津谷弁護士に対し「危険だから台所に避難しててください」と言えば、津谷弁護士は、即座に指示命令に従ったはずであり、怪我さえしないで済んだはずである。K巡查部長の実況見分調書(甲83)の現場見取図3では、津谷弁護士の位置が若干玄関寄りであるが、それでも数十cm程度の違いに過ぎないから、S警部補が「危険だから台所に避難しててください」と言えば、津谷弁護士は即座に従って、怪我さえしないで済んだはずである。S警部補は、自分たちが通り過ぎてきた台所が廊下より安全であることを知っていたのであるから、津谷弁護士に台所に入っているよう指示し、避難させればよかったのである。

(6) S警部補は追いつけなかったか

一審被告県は、「限られたスペースで所狭しと物が置かれた、自分の前方がどうなっているかもわからない状況で『全力で走れ』といっても走れるものではな

い」(12頁)と主張するが、現場の実情にそぐわない主張である。

2(4)でも前述したが、捜査報告書(甲30)の図面6、写真17~20、26、30、31をみれば明らかなように、応接室前の廊下部分から津谷弁護士の寝室入口までの間は、大人1人が通る幅があった。写真31の一審原告Aの大きさと物が置かれていない部分の廊下の幅をみれば、大柄の警察官でも疾走して一審被告Sを追いかけることは十分に可能であった。一審被告Sが廊下で津谷弁護士に組みついていたら、S警部補は確実に一審被告Sに追いつき、背後から一審被告Sを掴まえ、犯行を止めることができた。

しかし、実際にはS警部補は一審被告Sに追いつくことができなかった。それは、そもそも一審被告Sが廊下で津谷弁護士に組みつく場面などなかったからである。実際にあった場面は、ただ単にS警部補及びK巡查部長が、応接室入口前から津谷弁護士の寝室まで駆け込んでいく一審被告Sを追いかけるだけの場面である。そうであればこそ、ごく短い距離(3m程度)において先に走り出した者に後から走り出した者が追いつかないということが起こり得る。この場合、津谷弁護士は一審被告Sが走り出す前に2度刺突されていることにならざるを得ない。そうすると、2人の警察官の目の前で被害者が侵入者に2度も刺突されるのを警察官が助けなかったという事実が、明確に浮かび上がってくる。

(7) 応接室入口前での警察官の行動

一審被告県は、「S警部補は被告Sが応接室に刃物を持って突進してくることは全く予想できず、あらかじめ、危険を予見して対応することは不可能であった。真っ暗な応接室から、突然本件凶器の刃先を向けて突進してきた被告Sを、応接室前という直近でかわすのが精一杯であり、逮捕術訓練等をしていたS警部補でさえ、刺されたと思って対裁きした後、自分の腹部を確認している。」(13頁)と主張する。

しかし、これも虚偽であり、S警部補がこのような行動をとることは考えられない。

まず、応接室内は、応接室入口ドアが内開き状態で開いていて、廊下の明かりが差し込んでいたから、真っ暗だったという状況はない。廊下から差し込む明かりで、応接室内は入口付近からその少し奥まで見通すことができた(甲201)。

また、一審被告県が主張するように、S警部補が応接室入口に向かったとすれば、そもそもS警部補はなぜ無言で応接室入口に近づいたのかが問題になる。そのようなことをすれば、一審被告Sが凶器を持って飛び出してくる可能性があり、S警部補自身が大怪我をすることになりかねない。S警部補が自身の安全を守りながら、一審被告Sに投降を説得するつもりだったのであれば、応接室に向かい始めた時点から、姿の見えない一審被告Sに声を掛けて、落ち着かせ、声で気持ちの状態や居る位置を確認し、間合いを維持して、説得を続けたはずである。そして、直線的に応接室入口に向かうのではなく、応接室入口からなるべく離れた位置から室内の様子を伺いながら徐々に近づくという行動をとったはずである。投降させるつもりがなかったのであれば、尚更のこと、S警部補が無言で応接室入口に向かう意味がない。

S警部補が無言で応接室入口に直線的に向かうという極めて危険で無謀な行動をとっていたとは到底考えられない。

(8) 台所で一審原告Aを見ていないという虚偽

ア 一審被告県は、「S警部補らは、台所で原告Aの姿を見ておらず」(13頁)と主張するが、これは虚偽である。

イ 110番通報したのは、一審原告Aであり、夫が侵入者に殺害される危険が迫っていると実感したからである。その後、一審原告Aは、津谷弁護士を助けるべく廊下に出て、一審被告Sと顔を合わせ(甲108写真2,3)、手首を掴まれ、応接室内に引き込まれそうになった(写真9,10)。津谷弁護士は、廊下や台所の明かりを点けた(写真7)。一審原告Aは、一審被告Sの手を振り解いて(写真12)、台所に走り込み、警察官が入って来られるように勝手口のドアの鍵を開けた(写真13~15)。そこに一審被告Sが追いついて、

一審原告Aの腰にけん銃を突きつけたので（写真16）、一審原告Aは、咄嗟に一審被告Sがけん銃を持っている右手を掴み上げ（写真17）、そこに津谷弁護士も一審被告Sの右手を掴んで加勢した（写真18）。その後、一審原告Aと津谷弁護士は一審被告Sの右手を掴んだ状態で台所内を徐々に廊下方向に移動した（写真19）。一審原告Aと津谷弁護士が助け合うことによって一審被告Sからの危害を免れていたのである。

ウ 一審被告Sは、ここまでの経緯については認めるのか一部でも否認するのか。

認めるとすれば、S警部補が勝手口のドアを開けて建物内に入ったときに目撃した状況は、上記のような、一審原告Aと津谷弁護士がけん銃を持つ一審被告Sの右手を掴み上げている状態である。

認めない、即ち、一審原告Aが一審被告Sの手を掴み上げていた状況はなかったのだとすると、一審原告Aは110番通報した後、そもそもどのような行動をとっていたのか。自室にいたままだったというのか。そうだとすれば、一審被告Sにけん銃を突きつけられていた津谷弁護士は、どのようにその場を脱して廊下を通過して台所に駆け込み、勝手口の鍵を開けたのか。自身の寝室にいて出入口に一審被告Sに立たれてしまっている津谷弁護士が、一審被告Sを押しつけて廊下に出ることができたかは疑問である。押しつけて廊下に出ても、暗い中で咄嗟に明かりのスイッチを探して点けることはかなり困難であるし、さらに勝手口まで行って鍵を開けることができたとなると、一審被告Sは相当寛容だったことになるが、津谷弁護士を殺害しようとしている一審被告Sがそのような寛容な対応をするはずがない。

一審原告Aが、110番通報をした後、S警部補らが津谷弁護士宅内に立ち入るまで、自室から出ていなかったとすれば、津谷弁護士が台所で倒れたときには一審原告Aが台所にいたことはK巡查部長が認めていることから、S警部補らが廊下に立ち入った後か、津谷弁護士の寝室に入った後に、一審原告Aは自室から出て台所に移動したことになる。

このうち、S警部補らが廊下に立ち入った後だとすると、一審原告Aは、自室から台所に移動するときに、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の右手を掴んでいる状態を目撃することになるから、驚いて「何をしているんですか」などと大声をあげて、非難したはずである。しかし、実際には、一審原告AがS警部補らにそのようなことを言った場面はなかった。

また、S警部補らが津谷弁護士の寝室に入った後に、一審原告Aが自室から台所へ移動したとすると、台所に行く手前にある津谷弁護士の寝室内を見ないはずがなく、その場合でも、一審原告Aはその場の状況に驚いて大声を発したはずである。しかし、実際にはそのようなことはなかった。

エ また、S警部補やK巡查部長が勝手口から入るまでの経緯の説明について、一審原告Aが嘘をつく理由も必要もない。一審原告Aの説明は実際にあったことである。そうだとすると、隣室の津谷弁護士が侵入者に殺害されようになっているのを助けようとした一審原告Aが、警察官が勝手口から入って来る前に、一審被告Sの手を離し、一人で逃げるということはあり得ない。

オ 原判決は、「S警部補及びK巡查部長は『見なかった』、『気づかなかった』と供述するにとどまり、(一審原告Aが)台所にいなかったと明言しているわけでもないから、(一審)原告Aは台所にいたものと認められ(る)」という事実認定をしている(86頁)。原判決は、一審原告Aが台所にいたことを認定しつつ、S警部補及びK巡查部長が「見えなかった」「気づかなかった」と述べていることも否定していない。

しかし、一審原告Aの実況見分調書(甲82)によれば、S警部補及びK巡查部長が勝手口から立ち入ったとき見えた様子は台所内全体であり(写真38)、特に前方の壁側は隈なく見えた(写真37)。一審原告AがS警部補及びK巡查部長の姿を見て、S警部補が上り込んで来るときに一審被告Sの手を離して逮捕活動を妨げないように避けた場所が写真40であるとする、写真37の対比からして、警察官らは、一審原告Aが移動して立ち止まったところも

すべて見えていたはずである。原判決が、S警部補及びK巡查部長の「見なかった」「気づかなかった」という説明を虚偽と認定していないのは、誤りというべきである。

カ また、S警部補及びK巡查部長が勝手口から入る前に、一審原告Aが一審被告Sの手を離し、津谷弁護士ひとりに一審被告Sの対応を委ねたということは、110番通報した以降の一審原告Aの津谷弁護士の命を守りたいという必死の思いと行動からしてあり得ない。夫婦2人で助け合うことによって、2人とも怪我もせず、一審被告Sの攻撃から身を守ることができていたのである。

勝手口に背を向けるように立って、一審被告Sの右手を掴んでいた一審原告Aは、勝手口が開いたときもS警部補が立ち入ったときも見えていない（甲82写真34、36、37）（甲108写真19、20）。「大丈夫ですか」という声が聞こえて振り返ると（同写真21）、勝手口に入っている警察官（S警部補）とその肩越しにもう1人の警察官（K巡查部長）が見え、S警部補が台所に上がってきたことから、これで警察官らが確実に一審被告Sを捕まえてくれると安心して、逮捕を委ねるべく、一審原告Aは掴んでいた一審被告Sの右手を離し、本棚の方に移動したのである（写真22）。

このような一審原告Aの姿や動きがS警部補及びK巡查部長に見えなかったということとはあり得ない。

3 一審被告側の準備書面（14）に対する反論

（1）「69秒間」

一審原告らの主張は、「69秒間」を論じた中でも述べているように、厳密に正確な時間を割り出したというものではない。機捜6が停車した位置から勝手口までの近さ、勝手口から津谷弁護士宅内に立ち入った後の台所から廊下までの近さ、廊下内でS警部補及びK巡查部長が動いた範囲の狭さなどからして、事件現場に臨場している警察官として真面目に動いている限り、極めて短時間での移動が可能だったのである。原田意見書（甲107）でのS警部補らの動きの所要時

間の試算は、ある程度余裕をもって経過をみたものである。その結果、津谷弁護士がS警部補及びK巡查部長に両手を掴まれていた時間が69秒間前後あったというものである。机上の論ではあるが、「空論」ではない。客観的な根拠に基づいた論である。

事件現場は、実況見分調書（甲115）の現場見取図4の廊下部分である。一審被告Sが飛び出して来たときとされる応接室入口から津谷弁護士の寝室の入口までの距離は3m足らずである。身長180cmを越える2人の警察官が敏速に移動すれば、1、2秒で動ける範囲のことだった。しかも、津谷弁護士宅内でS警部補及びK巡查部長が動いた範囲はわずかであるから、動いていなかった時間がかなり長かったことが鮮明になるのである。

一審被告Sは、K巡查部長が一審被告Sを押さえ込んだとき、一審被告Sは興奮して体に力が入っており、隙があれば警察官を押しつけて逃走するあるいは更に津谷弁護士に向かっていくような状況だったため、S警部補とともに一審被告Sが観念するまで一定時間押さえつけていたと主張する（7頁）が、実情と全く異なる空論である。

一審原告Aは、男たちが津谷弁護士の寝室に入った直後に様子を見に行ったが（甲82写真49）、身長161cmの初老の一審被告Sに、180cmを越える2人の屈強な警察官が折り重なっており、一審被告Sは完全に制圧されていた（甲108写真31、32）。逮捕するのに全く時間はかかっていない。

一審被告Sは、津谷弁護士の寝室に入るまでの時点ですでに津谷弁護士の胸部を2度刺突し犯行を終えたからこそ、その場から走り去ったのであり、更に津谷弁護士に向かっていくような状況は全くなかった。そのことは、K巡查部長の現行犯人逮捕手続書（甲111）の記載内容からも明らかである。一審被告Sが入った場所は、津谷弁護士の寝室という袋小路だった。同寝室には窓はあったが、すぐ背後に2人の屈強な警察官が追いかけてきていたから、窓から逃げ出す時間的余裕は全くなかった。

(2) 刺されても声を発しなかった津谷弁護士

一審被告県は、一審原告らの主張するような体勢で津谷弁護士が2度刺突されたのであれば、「一言も発しないで、ただだまって身をさらしていたというのは、余りにも不自然、不合理である。」(9頁)という。

しかし、津谷弁護士は、寝室前に一審原告Aが来て、「誰か刺されたの」と言われるまで、自分が刺されたことを示す言葉を一言も発していない。一審被告県の論によると、津谷弁護士は一審原告Aに聞かれて言葉を発するまで一審被告Sに刺突されなかったことになってしまい、実際と明らかに異なる。K巡査部長が起案した現行犯人逮捕手続書(甲111)によれば、寝室内で津谷弁護士は自分から「刺された」と言ったことになるが、これを一審被告県の論に当てはめると、津谷弁護士は寝室内で1度だけ刺突されたことになり、刺された回数が合わない。そもそも、そのような事実認定は刑事裁判の判決でもしていない。

津谷弁護士が一審原告Aの安全を守るために一審被告Sを掴まえなければならぬという気持ちに集中していればこそ、津谷弁護士は刺されたときに声を出すことをしなかったのである。

また、一審被告県は、「さらに、津谷弁護士の手を押さえていたS警部補、K巡査部長も目の前で繰り広げられている犯罪行為に対して何も言わずにだまっていたというのも、全くおかしい話である。」という。「おかしい」ということの具体的な意味内容が不明であるが、まさにこのような事態を招来したS警部補も、無言のS警部補の動作を無言で真似ていたK巡査部長も、何も言えず、津谷弁護士を守るために何もできなかったのである。

(3) 「警察だ。けん銃を渡せ」と言っても津谷弁護士は渡さなかったか

一審被告県は、津谷弁護は非常に勇敢で、興奮状態で控訴人Sと争っており、実際、S警部補、K巡査部長がけん銃を取り上げようとしてもそれを拒否し、控訴人Sが離れてからもけん銃を持ち続け、寝室内で「刺された」と言って立ち上がって出ていくまでの間持ち続けていたという事実経過から、S警部補やK巡査

部長が現場で「警察だ。けん銃を渡せ」と言っても、津谷弁護士は素直にけん銃を渡したということは、およそあり得ないと主張する（10頁）。

しかし、一審被告側の主張は、そもそも前提を誤っている。

津谷弁護士は無言で立ち入って来た2人の私服の男が警察官であることを認識していたか不明である。S警部補らが警察官であることを名乗らず、無言で津谷弁護士の手を掴んだ動作経過からすると、津谷弁護士は男たちを警察官ではないかと思ったとしても、確信は持てない。男たちが警察官であれば、その行動は警察官としての職務活動であるから、津谷弁護士としては逆らうわけにはいかない。S警部補が津谷弁護士に具体的に指示しないかぎり、S警部補及びK巡查部長に手首を掴まれるままの体勢を続けるしかなかったものである。

S警部補らに無言で相次いで左右の手を掴み上げられてしまえば、そのような動作の意味が理解できない津谷弁護士としては、どのように言えばよいのか、どうすればよいのかわからず、けん銃を渡そうにも渡すことができない。

津谷弁護士は、寝室内でK巡查部長に命令も要求もされることなく、手渡している。このことはK巡查部長も認めていることである。津谷弁護士としては、もともとけん銃を持っていたかっただけではなく、けん銃を渡せるような状態になかったから渡していなかっただけなのである。

（4）津谷弁護士が逃げる動作をしなかったことについて

一審被告側は、津谷弁護士は非常に勇敢で、興奮状態で控訴人Sと争っていた旨主張するが、津谷弁護士が日常とは異なるという意味で冷静でいられるはずはなかったものの、興奮状態に陥って冷静さを失った言動をしていたことはない。その意味で、一審被告側の主張は誤りである。

もっとも、一審被告SがS警部補らに確実に制圧されるまで、津谷弁護士が一審被告Sに対峙し続けていたことは事実である。一審原告Aは、S警部補の後に続いてK巡查部長も勝手口から入ってくるのを見て、一審被告Sの手を離した。これは、警察官2人が到着したのを見て安心し、逮捕行為の邪魔にならないよう

にするためであった。他方、津谷弁護士はすぐに一審被告Sの手を離さなかった。その後、一審被告Sに2度刺突された後でさえ、S警部補らに次いで一審被告Sを追い、寝室内で一審被告Sを押さえつけたS警部補及びK巡查部長の背中に手を当てるような動作をした。これは、いずれも逃げる動作ではなく、一審被告Sの犯行をやめさせようとする動作であった。

なぜ、津谷弁護士は、警察官が立ち入った後に、一審原告Aと同じように一審被告Sの手を離して後を警察官に委ねることにしなかったのか。それは万が一の際にでも、一審被告Sが一審原告Aに危害を及ぼすことにならないよう、絶対に一審原告Aを守りたいという、強い決意に基づいて行動していたからである。津谷弁護士と一審原告Aは、前年に末っ子にあたる長女（19歳）を突然の事故で失っている。家族として耐え難い悲しみであった。そして、今度は妻が自分の仕事の関係者である侵入者によって殺害の危機に晒されている。津谷弁護士は今度こそどんなことがあっても妻を守りたかった。それが、津谷弁護士が刺突され重傷を負った後も、S警部補らが一審被告Sを制圧するのを見届けるまで、一審被告Sに対峙し続ける行動になって現れたのである。

S警部補からみて津谷弁護士が勇敢そうにみえたのであれば尚更のこと、一般人の勇敢な行動は事件現場では危険になり得るから、S警部補は、津谷弁護士に、「後は私たち警察に任せてください。危ないですから台所へ避難しててください」と指示命令して、安全な場所へ避難させる必要があった。警察官が避難を促しても逃げなかつたらろうと割り切って無言でいることは、市民の生命安全を守るべき警察官の保護義務に違反するというべきである。

4 一審被告側の準備書面（15）に対する反論

（1）他の出入口の存在

一審被告側は、S警部補及びK巡查部長には、台所の出入口が1つか否かも認識できていないから、応接室方向に一審被告Sが姿を消したことで、瞬時に台所が安全だという判断はできなかつたと主張する（1頁）が、詭弁である。

前述のとおり、事件が進行中の現場ではそもそも絶対に安全な場所などあるはずがない。また、初めて臨場した場所でどこにだれがいるか把握し切れていない状況で絶対に安全な場所を知ることなどできるはずがない。臨場した警察官としては、相対的により安全な場所に避難させるということを考えるしかない。それが、被害者と加害者を引き離すということである。

一審被告Sが応接室方向に姿を消したのであれば、津谷弁護士を逆方向に避難させるべきであることは、あまりにも当然であり、他に選択肢はない。

S警部補は班長として、津谷弁護士を一審被告Sから離れた相対的に安全な台所にすぐに逃がし、それからK巡查部長とともに適切に対応していれば、津谷弁護士は怪我さえしないで助かった。

応接室入口に向かったS警部補は、応接室内から出て来るかもしれない一審被告Sと鉢合わせにならないよう、すぐに応接室入口に近づかないで、室内の一審被告Sに声を掛けながら、徐々に近づいていけば、一審被告Sの声で位置を把握し、また、同人が無言で位置がわからないようであれば、急いで応接室内に入ろうとせず、応接室入口前廊下の仏間寄りの位置から室内の様子を窺うように立っていれば、一審被告Sが廊下に出て来る前に、廊下から室内に差し込む明かりによって一審被告Sの姿を見ることができ、間合いがあることによって、一審被告Sが飛び出して来ても、鉢合わせにならず、一審被告Sを横又は背後から逮捕でき、津谷弁護士はおよそ受傷することはなかった。

S警部補が説明するとおりの経過だったとしても、S警部補は津谷弁護士を相対的に安全な場所である台所に避難させ、その後、K巡查部長とともに応接室内にいる一審被告Sに対して上記のような対応をしていけば、津谷弁護士が一審被告Sに本件凶器で刺突されるようなことはおよそ起こらなかった。

(2) 被害者を安全な場所に避難させなかったこと

一審被告県は、一審被告Sがけん銃を失い応接室方向に離れたことで危険は除去された、けん銃に匹敵する危険な凶器を一審被告Sが用意していたことは到底

想定できなかつたと主張する（２頁）が、Ｓ警部補及びＫ巡查部長の現場認識は、警察官にあるまじき怠慢であり、危険意識の欠如振りである。

事件現場の被疑者全員を逮捕し、確実に武器を取り上げた状態になるまで、樂觀すべきではない。

殺害を計画して他人の家に侵入した犯人は、そこに警察官が登場すれば、その場から一旦逃げ出すか、状況判断をして投降して逮捕されるか、あるいは、この機会を逃したら今後は殺害できなくなるから何としても実現しようと強行に及ぶかである。常軌を逸した侵入者であれば、強行な殺害行為に及ぶことは大いにあり得る。

そのような犯人にとって、犯行に使う凶器は自分が持ち込んだ物に限らない。持ち込んだ凶器を失ったとしても、侵入した宅内にある物を利用して、殺害を実現しようとすることは大いにあり得る。例えば、バットやダンベルのように、本来、スポーツや健康のために使う用具はどこかにもあってもおかしくないが、このような物を凶器として使用することによって人を殺傷することは十分に可能である。

このような物が津谷弁護士宅の応接室内にあり、これらで一審被告Ｓが津谷弁護士の頭部を強く殴打することができれば、これによって重傷害を負わせることはできたし、殺害することができたかもしれない。本件凶器の存在を予測できたかどうかではない。Ｓ警部補及びＫ巡查部長は、一審被告Ｓがさらなる危険な物を使って攻撃に及ぶ可能性があるという危機感を持って、一審被告Ｓと対峙すべきだったのである。Ｓ警部補及びＫ巡查部長が揃ってこのような意識を欠いていることが、津谷弁護士をより安全な場所に避難させることを怠らせたのである。

（３）残酷極まりない主張

一審被告県は、津谷弁護士も一審原告Ａも、Ｓ警部補及びＫ巡查部長が臨場するまでの間に逃げ出す機会も時間もあつたのにそれをしなかつたと主張する（２頁）。

これは、極めて残酷な主張である。S警部補及びK巡查部長は、自分たちが現場に臨場するまでの間、津谷弁護士と一審原告Aがお互いを守るために助け合っ
て一審被告Sと必死に対峙していたことを、どのように受け止めているのか。ま
るであざけるような主張である。

すなわち、一審原告Aは、廊下に出たところを、一審被告Sに手首を掴まれ、
応接室内に引き込まれてそこで殺傷されそうになり、手を振り切って、台所まで
走り、勝手口の鍵を開けたところで、一審被告Sにけん銃を突きつけられたので、
撃たれないように咄嗟に一審被告Sの手首を掴んで振り上げ、そこにすぐに津谷
弁護士が一審原告Aに加勢するように一緒に一審被告Sの手首を掴み、徐々に廊
下方向に移動していたところへ、S警部補及びK巡查部長が勝手口を開けて立ち
入ったのであるから、それまでの間に2人揃って逃げ出す余地はなかった。

一審原告Aは、自分だけが助かろうと思えば、110番通報をただけで、自
室の窓（甲29津谷裕貴方見取図の一審原告Aの部屋参照）から外へ逃げ出すこ
とによって、自分だけ助かることはできた。津谷弁護士も、一審原告Aが一審被
告Sに手首を掴まれ応接室に引き込まれようとしていたときに自分だけ勝手口
から外に逃げて、自分だけ助かることはできた。ただ、いずれの場合も、残され
た者は、一審被告Sに殺害された可能性が高い。

津谷弁護士と一審原告Aどちらにも逃げ出す機会も時間もあつたという一審
被告側の主張は、津谷弁護士と一審原告Aいずれかが一審被告Sに殺害されても
やむを得なかったというものであり、警察にあるまじき残酷な主張である。

以上